

**要望事項 (優先順位 4)**

産業廃棄物埋め立て及び周辺一体の違法建築物の撤去及び是正

**要 旨**

当該箇所について、このまま放置しておく、埋め立て時の産業廃棄物が豪雨時に下流に流出し、水の汚染だけでなく自然環境破壊につながります。また、多くの違法建築物も破損が激しく、環境破壊の要因となっているので、関係行政機関と連携し、当該箇所全てにおいて、次の対応を要望します。

- 1 川側の埋立産業廃棄物が豪雨時に流出しないような設備を設置すること。
- 2 建設残土、不要物の投棄や持ち込みも多くなっているため撤去させること。
- 3 不十分な焼却炉で産業廃棄物を燃やし、灰を川に捨てており、火災が度々発生している。不十分な焼却炉の使用、産業廃棄物の焼却を辞めさせること。
- 4 違法建築物はすべて撤去するか、環境に見合うものにするよう、指導を強化すること。

特に、①の箇所は解体業者の油漏れ等が懸念されており、違法建築物が多く、未だに野焼きが散見されます。②の箇所は違法建築物が多く、建物の老朽化と倒壊等が多く見られます。また、③の箇所も違法建築物が多く、土砂災害に繋がる危険性が高いです。

本要望は、過去数年来継続して要望していますが、現状は改善するどころか悪化しています。市街化調整区域であり、なぜこのようなことが許されてしまうのか疑問を感じています。厳正な法の運用と指導を強く望みます。

**回 答****(環境政策局)**

- 1 川側の埋立産業廃棄物が豪雨時に流出しないような設備の設置については、河川管理者に御相談いただくようお願いいたします。

また、埋立産業廃棄物をこれ以上増やさないよう、廃棄物の持ち込みや不法投棄の防止のため、本市及び本市の委託警備会社が定期的なパトロールにより監視してまいります。

- 2 廃棄物の不法投棄や持ち込みを抑制するため、定期的なパトロールにより監視を継続し、廃棄物の不法投棄を確認した場合は、適正処理を指導してまいります。

- 3 廃棄物処理法の基準に適合しない焼却炉の使用や、野焼き等の不法焼却については、今後も定期的なパトロールにより監視を行い、発見時には焼却行為を行わないよう指導を行ってまいりますので、地域の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**(都市計画局)**

- 4 当該地域は、市街化調整区域に指定されており、建築行為が厳しく規制されております。

本市におきましては，違法な建築物について従前から指導を行ってきたところですが，平成25年度からは一斉立入指導を毎年実施し，調査，建物所有者への事情聴取及び是正指導を行い，現状が違法状態であること，是正のためには建物の除却が必要であることを粘り強く説明し，一部ではありますが，建物所有者が自ら除却に至るような効果も上げております。

また，災害につながるおそれのある違法造成に対しては，適切な指導を行ってまいります。

今後も引き続き，定期的なパトロール，指導等を実施するなど，違法状態を解消し，適正な土地利用が図られるよう努めていきたいと考えておりますので，御理解いただきますようお願いいたします。

地図



特記事項:

1:7,500